

自己点検シート＜加算等＞【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

①各点検項目のうち、記入日から数えて過去6月以内に算定実績のあるものについて、「算定」欄にチェックを入れてください。（□を■に塗りつぶすなど）
②「算定」にチェックを入れたものについて、点検事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」にチェックを入れてください。（□を■に塗りつぶすなど）ただし、「必ず回答すること」となっている項目については、必ず回答してください。

★備考欄に記載されたものは、確認書類等の一例です。一般指導の場合は、その他に確認できる書類があれば、備考欄にその名称を記入し、調査当日に当該書類をご用意ください。

記入年月日	令和 年 月 日
事業所名	
記入者名・役職	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
小規模多機能型居宅介護費（同一の建物）	—	当該事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する登録者には、同一建物に居住する者に対する小規模多機能型居宅介護費を算定しているか	☐ 算定している ☐ 対象者なし	☐ 算定していない	
登録日（利用開始日）	—	「登録日」が利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日となっているか （※「登録終了日」は利用契約を終了した日）	☐ 該当	☐ 非該当	
(1) 定員超過利用減算 ※必ず回答すること	—	登録者数が運営規程に定められている登録定員を超えていない（やむを得ない理由による定員の超過を除く）	☐ 該当	☐ 非該当	※非該当の場合、定員超過利用になった翌月から、定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての利用者等について減算
(2) 人員基準欠如減算 ※必ず回答すること	—	（介護支援専門員） ①介護支援専門員を配置している ②介護支援専門員が必要な研修を修了している	☐ 該当	☐ 非該当	※①②が非該当の場合、人員欠如開始月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、すべての利用者等について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たす場合を除く）
		（介護従業者の人員） ①人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した月がある ②人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した月がある	☐ 非該当	☐ ①又は②に該当	※①が該当の場合、人員欠如開始月の翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まですべての利用者等について減算 ②が該当の場合、人員欠如開始月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、すべての利用者等について減算（ただし、②の場合については、翌月の末日において人員基準を満たす場合を除く）
		（夜勤職員・宿直職員・サテライト型小規模多機能居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる者） ①指定基準に定める員数に満たない日が2日以上連続して発生していない ②指定基準に定める員数に満たない日が4日以上発生していない	☐ ①②のいずれも該当	☐ 非該当	※非該当の場合、人員欠如の翌月において、すべての利用者等について減算
(3) 過少サービスに対する減算 （過少サービスに該当しないか） ※必ず回答すること	—	登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人あたりの平均提供回数が週4回以上であるか	☐ 週4回以上である	☐ 週4回未満である	※非該当の場合は減算（所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定）
(4) 身体拘束未実施減算	□	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。	☐ 該当	☐ 非該当	
		身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(5) 高齢者虐待防止措置未実施減算	□	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。	☐ 該当	☐ 非該当	
		虐待の防止のための指針を整備している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		上記について適切に実施するための担当者を配置している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(6) 業務継続計画未策定減算	□	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定	☐ 該当	☐ 非該当	
		従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。	☐ 該当	☐ 非該当	
(7) 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	□	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	☐ 該当	☐ 非該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
(8) 中山間地域等における小規模事業所加算	☐	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する事業所	☐ 該当	☐ 非該当	
(9) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	☐	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	☐ 非該当	
(10) 短期利用居宅介護費	☐	登録者数が、当該事業所の登録定員未満である	☐ 該当	☐ 非該当	
		居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、緊急に利用することが必要であると認めている	☐ いずれにも該当	☐ 非該当	
		小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めている			
		利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	☐ 該当	☐ 非該当	
		(3)の過小サービスに対する減算に該当しない	☐ 該当しない	☐ 該当している	
		指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業員数を配置している	☐ 該当	☐ 非該当	
		宿泊室を利用する場合は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊サービス利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(11) 初期加算	☐	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日（利用を開始した日）から起算して30日以内に限り算定	☐ 該当	☐ 非該当	
(12-1) 認知症加算（Ⅰ）	☐	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上）に算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を認知症の者の数に応じて適切に配置している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は予定している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(12-2) 認知症加算（Ⅱ）	☐	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上）に算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を認知症の者の数に応じて適切に配置している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(12-3) 認知症加算（Ⅲ）	☐	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上）に算定	☐ 該当	☐ 非該当	
(12-4) 認知症加算（Ⅳ）	☐	要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅡ）に算定	☐ 該当	☐ 非該当	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	☐	次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定していないか ①病院又は診療所に入院中の者 ②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ③認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者	☐ 算定していない	☐ 算定している	
		利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、医師が緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）を利用することが必要と判断したものに対し、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始している	☐ 該当	☐ 非該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
		介護支援専門員・受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意を得ている	☐ 該当	☐ 非該当	
		医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している	☐ あり	☐ なし	
		利用開始日から起算して7日以内に限り算定	☐ 該当	☐ 非該当	
(14) 若年性認知症利用者受入加算	☐	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めている	☐ 該当	☐ 非該当	
		担当者中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供	☐ 実施	☐ 実施していない	
		認知症加算を算定していないか	☐ 算定していない	☐ 算定している	
(15-1) 看護職員配置加算（Ⅰ）	☐	専従の常勤看護師1名以上	☐ 配置	☐ 配置していない	
		看護職員配置加算（Ⅱ）（Ⅲ）を算定していない	☐ 算定していない	☐ 算定している	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
(15-2) 看護職員配置加算（Ⅱ）	☐	専従の常勤准看護師1名以上	☐ 配置	☐ 配置していない	
		看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅲ）を算定していない	☐ 算定していない	☐ 算定している	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
(15-3) 看護職員配置加算（Ⅲ）	☐	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	☐ 配置	☐ 配置していない	
		看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していない	☐ 算定していない	☐ 算定している	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
(16) 看取り連携体制加算	☐	看護師により24時間連絡できる体制を確保している	☐ 該当	☐ 非該当	
		看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又は家族に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ている	☐ 該当	☐ 非該当	
		看取り期における対応の実践を振り返る等、看取り期におけるサービス提供体制について適宜見直しを行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
		医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐ 該当	☐ 非該当	
		看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明をし、同意を得た上でサービスを提供している	☐ 該当	☐ 非該当	
		看取り期のサービス提供に係る利用者等に対する随時の説明に係る同意について口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時及び内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載している	☐ あり	☐ なし	
		上記の説明に関して、本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえない場合には、職員間で看取り介護について相談し、介護記録に相談日時や内容等及び本人の状態、家族に対する連絡状況等が記載されている	☐ 適合 ☐ 事例なし	☐ 不適合	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
		看取り期の利用者に対するサービス提供について、介護記録等により多職種連携のための情報共有を行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
		死亡日及び死亡日以前３０日以内に限り算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		入院中に死亡した場合に算定する場合、次の事項を満たしているか ・入院の際、自己負担の請求がありうる旨を説明し、文書にて同意を得ている ・入院先の医療機関等からの利用者の状態等の情報提供について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	☐ 適合 ☐ 事例なし	☐ 不適合	
		入院した日の翌日から死亡日の間は算定しない	☐ 該当	☐ 非該当	
		看護職員配置加算（Ⅰ）の算定をしている	☐ 算定している	☐ 算定していない	
		宿泊室等において看取りを行う場合、プライバシーの確保及び家族への配慮がされている	☐ 該当	☐ 非該当	
(17) 訪問体制強化加算	☐	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置	☐ 該当	☐ 非該当	
		算定日が属する月における提供回数について、延べ訪問回数が1月当たり200回以上（養護老人・軽費老人・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を併設する場合は、登録者のうち同一建物以外の利用者が５割以上）	☐ 該当	☐ 非該当	
(18-1) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	☐	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、介護支援専門員、看護職員等の多職種共同により、随時、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
		地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	☐ 該当	☐ 非該当	
		日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している	☐ 該当	☐ 非該当	
		必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		次のいずれかに該当している。 （１）地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 （２）障害福祉サービス事業所、児童福祉事業所等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 （３）地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 （４）市町村が実施する法第115条の45第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加している。	☐ 該当	☐ 非該当	
(18-2) 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	☐	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、介護支援専門員、看護職員等の多職種共同により、随時、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
		地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	☐ 該当	☐ 非該当	
(19-1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	☐	利用者本人が、日常生活において介助等を必要とする行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた小規模多機能型居宅介護計画としている	☐ 該当	☐ 非該当	
		小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメント結果のほか、次の内容を記載している 1 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 2 生活機能アセスメント結果に基づき、1の内容について定めた3月を目途とする達成目標 3 2の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 4 2、3の目標を達成するために介護従業者等が行う介助等の内容	☐ 該当	☐ 非該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
		上記の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している	☐ 該当	☐ 非該当	
		理学療法士等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・又は医師）が自宅を訪問せずにＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握した上で介護支援専門員に助言を行い、介護支援専門員が、助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を作成し、その３月後に目標達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施している	☐ 該当	☐ 非該当	
		介護支援専門員は理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で小規模多機能型居宅介護計画の作成を行い、助言内容も記載している	☐ 該当	☐ 非該当	
		小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り算定（助言に基づき計画見直し時にも算定可）	☐ 該当	☐ 非該当	
(19-2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	☐	利用者本人が、日常生活において介助等を必要とする行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた小規模多機能型居宅介護計画としている	☐ 該当	☐ 非該当	
		小規模多機能型居宅介護計画は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する又は当該理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後、共同してカンファレンス（サービス担当者会議として開催されるものを除く）を行い、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況につき、理学療法士等と介護支援専門員が共同して、生活機能アセスメントを行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
		小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメント結果のほか、次の内容を記載している 1 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 2 生活機能アセスメント結果に基づき、1の内容について定めた3月を目途とする達成目標 3 2の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 4 2、3の目標を達成するために介護従業者等が行う介助等の内容	☐ 該当	☐ 非該当	
		上記の達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している	☐ 該当	☐ 非該当	
		生活機能アセスメントの評価に基づき、小規模多機能型居宅介護計画によって提供された初回の小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		3月を超えて算定しようとする場合、再度、生活機能アセスメントの評価に基づき、小規模多機能型居宅介護計画を見直すことで算定	☐ 該当	☐ 非該当	
		算定期間中は各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況及び生活機能アセスメントの達成目標を踏まえた適切な対応を行っている	☐ 該当	☐ 非該当	
(20) 口腔・栄養スクリーニング加算		利用開始時及び利用中6月ごとに下記の事項について実施している 1 利用者の口腔の健康状態の確認 2 利用者の栄養状態の確認	☐ 実施 ☐ 実施	☐ 未実施 ☐ 未実施	
	☐	利用者の栄養状態及び口腔の健康状態に関する情報を介護支援専門員に提供	☐ 実施	☐ 未実施	
		算定回数	☐ 6月に1回	☐ なし	
		他の事業所での口腔・栄養スクリーニング加算の算定	☐ なし	☐ あり	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
(21) 科学的介護推進体制加算	☐	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している	☐ 実施	☐ 未実施	
		必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直す等、必要な情報を活用している	☐ 該当	☐ 非該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
(22-1) 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	□	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討及び実施を定期的に確認している。 (a) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (b) 職員の負担の軽減及び勤務状態への配慮 (c) 介護機器の定期的な点検 (d) 業務の効率化及び質の向上及び職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	☐ 非該当	
		(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	☐ ある	☐ なし	
		(3) 介護機器を複数種類活用している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減について必要な検討を行い、必要な取組を実施し、定期的に確認している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		(5) 年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	☐ している	☐ していない	
(22-2) 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	□	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討及び実施を定期的に確認している。 (a) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (b) 職員の負担の軽減及び勤務状態への配慮 (c) 介護機器の定期的な点検 (d) 業務の効率化及び質の向上及び職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	☐ 非該当	
		(2) 介護機器を活用している。	☐ 該当	☐ 非該当	
		(3) 年度ごとに(1)及び(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	☐ している	☐ していない	
(23-1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	□	以下のいずれかに該当 1 介護従業者（看護師・准看護師を除く）の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上 2 介護従業者（看護師・准看護師を除く）の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	☐ 該当	☐ 非該当	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
		事業所の全従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐ 該当	☐ 非該当	
		利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	☐ 非該当	
(23-2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	□	介護従業者（看護師・准看護師を除く）の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	☐ 該当	☐ 非該当	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
		事業所の全従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐ 該当	☐ 非該当	
		利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	☐ 非該当	
(23-3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	□	以下のいずれかに該当 1 介護従業者（看護師・准看護師を除く）の総数のうち介護福祉士の割合が40%以上 2 介護従業者の総数のうち常勤の者の割合が60%以上 3 介護従業者の総数のうち勤続年数7年以上の者の割合が30%以上	☐ 該当	☐ 非該当	
		定員、人員基準に適合	☐ 該当	☐ 非該当	
		事業所の全従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐ 該当	☐ 非該当	
		利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	☐ 非該当	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
(24-1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	☐	1 当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、適切な措置	☐ 該当	☐ 非該当	
		2 1の計画、計画の実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書の作成、全ての介護職員に周知、本市に届出	☐ 該当	☐ 非該当	
		3 当該加算の算定額に相当する賃金改善の実施。ただし、事業継続困難時に賃金水準を見直す場合には、本市への届出（特別事情届出書）が必要	☐ 該当	☐ 非該当	
		4 処遇改善に関する前年度の実績を本市に報告（初年度の場合、報告を予定）	☐ あり	☐ なし	
		5 労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと（算定日の属する月の前12月間）	☐ 該当	☐ 非該当	
		6 労働保険料の適正な納付	☐ 該当	☐ 非該当	
		7 次に掲げる基準のいずれにも適合（令和7年4月以降について）			
		(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	☐	☐	
		(2) 月額賃金改善要件Ⅱ ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2)(4)(7)(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件			
		(3) キャリアパス要件Ⅰ			
		(4) キャリアパス要件Ⅱ			
		(5) キャリアパス要件Ⅲ			
		(6) キャリアパス要件Ⅳ			
		(7) キャリアパス要件Ⅴ ※令和7年3月末まで			
		(8) 職場環境等要件 ※令和7年度より適用			
		職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している			
(24-2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	☐	1 当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、適切な措置	☐ 該当	☐ 非該当	
		2 1の計画、計画の実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書の作成、全ての介護職員に周知、本市に届出	☐ 該当	☐ 非該当	
		3 当該加算の算定額に相当する賃金改善の実施。ただし、事業継続困難時に賃金水準を見直す場合には、本市への届出（特別事情届出書）が必要	☐ 該当	☐ 非該当	
		4 処遇改善に関する前年度の実績を本市に報告（初年度の場合、報告を予定）	☐ あり	☐ なし	
		5 労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと（算定日の属する月の前12月間）	☐ 該当	☐ 非該当	
		6 労働保険料の適正な納付	☐ 該当	☐ 非該当	
		7 次に掲げる基準のいずれにも適合（令和7年4月以降について）			
		(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	☐	☐	
		(2) 月額賃金改善要件Ⅱ ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2)(4)(7)(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件			
		(3) キャリアパス要件Ⅰ			
		(4) キャリアパス要件Ⅱ			
		(5) キャリアパス要件Ⅲ			
		(6) キャリアパス要件Ⅳ			
		(7) 職場環境等要件 ※令和7年度より適用			
		職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表している			

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考
			適	不適	
(24-3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	□	1 当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、適切な措置	□ 該当	□ 非該当	
		2 1の計画、計画の実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書の作成、全ての介護職員に周知、本市に届出	□ 該当	□ 非該当	
		3 当該加算の算定額に相当する賃金改善の実施。ただし、事業継続困難時に賃金水準を見直す場合には、本市への届出（特別事情届出書）が必要	□ 該当	□ 非該当	
		4 処遇改善に関する前年度の実績を本市に報告（初年度の場合、報告を予定）	□ あり	□ なし	
		5 労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと（算定日の属する月の前12月間）	□ 該当	□ 非該当	
		6 労働保険料の適正な納付	□ 該当	□ 非該当	
		7 次に掲げる基準のいずれにも適合	□ いづれにも該当	□ 非該当	
		(1) 月額賃金改善要件Ⅰ			
		(2) 月額賃金改善要件Ⅱ ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2)(4)(7)(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件			
		(3) キャリアパス要件Ⅰ			
		(4) キャリアパス要件Ⅱ			
(24-4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	□	1 当該加算の算定見込額を上回る賃金改善計画の策定、適切な措置	□ 該当	□ 非該当	
		2 1の計画、計画の実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書の作成、全ての介護職員に周知、本市に届出	□ 該当	□ 非該当	
		3 当該加算の算定額に相当する賃金改善の実施。ただし、事業継続困難時に賃金水準を見直す場合には、本市への届出（特別事情届出書）が必要	□ 該当	□ 非該当	
		4 処遇改善に関する前年度の実績を本市に報告（初年度の場合、報告を予定）	□ あり	□ なし	
		5 労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと（算定日の属する月の前12月間）	□ 該当	□ 非該当	
		6 労働保険料の適正な納付	□ 該当	□ 非該当	
		7 次に掲げる基準のいずれにも適合	□ いづれにも該当	□ 非該当	
		(1) 月額賃金改善要件Ⅰ			
		(2) 月額賃金改善要件Ⅱ ※新加算Ⅰ～Ⅳの算定前に新加算Ⅴ(2)(4)(7)(9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件			
		(3) キャリアパス要件Ⅰ			
		(4) キャリアパス要件Ⅱ			
		(5) 職場環境等要件 ※令和7年度より適用			